

令和6年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開 催 日 時	令和6年8月9日（金）15時02分～15時50分	
開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（5名）	伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（5名）	岩重昌勝 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 森山麗子（敬称略）
	事務局（4名）	永野労働局長 森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1 令和6年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	なし 審議会進行時の配付資料 ・鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書 ・専門部会審議経過本審報告書（部会長）及び公益委員見解 ・鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）（写）	

○ 松枝会長

それでは、お時間になりましたので、始めたいと思います。

ただいまから、令和6年度第3回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、本審議会の成立等について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、「審議会は、委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されております。本日は、全委員15名に出席していただいております。定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、5名の傍聴と報道機関6社の取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

本審議会は有効に成立しているということですので、これより審議を始めたいと思います。本日は、傍聴と取材を希望される方々がいらっしゃいます。

審議会の公開につきましては、「会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」と規定されており、7月5日開催の第1回本審において、傍聴を認めることとしておりますので、事務局は、傍聴希望者及び取材関係者の方々を入室させてください。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 松枝会長

それでは、議題に入ります。

まず、1番目の議題の「令和6年度鹿児島県最低賃金の改正審議」についてですが、審議の前に事務局から御報告等ございますでしょうか。

○ 小城賃金室長

現在、事務局が把握している全国の審議状況について少し御説明いたします。

本日、午前に開催されました第4回専門部会の資料4にあります令和6年度地域別最低賃金の審議・決定状況を御覧ください。

朝の時点で28の労働局で結審しております。

Aランクにおいては、6局全てで目安どおりの50円の引上げで結審、Bランクにおいては、現在21局で結審しており、7局において目安額にプラス1円から4円の範囲で上乘せされた金額で結審しております。Cランクにおいては、現在、秋田局1局で結審しており、目安額に4円を上乘せした金額で結審しております。

効力発生予定日については、現在、25局が10月1日、2局が10月2日、1局が10月4日といった状況となっております。

以上でございます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

令和6年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、7月5日に鹿児島労働局長から諮問を受けまして、鹿児島県最低賃金専門部会を設置し、4回にわたり審議を行ってまいりましたが、本日10時から開催されました第4回専門部会で結論が出ましたので、川口部会長から、その報告と審議経過について説明をお願いいたします。

○ 川口部会長

部会長の川口です。

それでは、お手元の報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思います。報告書を御

覧ください。

令和6年8月9日。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。

鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県最低賃金専門部会部会長、川口俊一。

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月5日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき最新のデータにより令和4年10月6日発効の鹿児島県最低賃金、時間額853円は令和4年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていないことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、伊藤周平、川口俊一、松枝千鶴。

労働者代表委員、海蔵伸一、白石裕治、眞下浩一。

使用者代表委員、岩重昌勝、千代森修一、濱上剛一郎。

別紙1を御覧ください。

鹿児島県最低賃金。

- 1、適用する地域。鹿児島県の区域。
- 2、適用する使用者。前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間953円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生日。法定どおり。

以上です。

続きまして、専門部会の審議経過本審報告を行いたいと思います。お手元の審議経過報告書を御覧ください。報告書については、適宜省略して報告いたしたいと思います。

まず1、今回の審議については、7月5日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して、合計4回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くした。

2、審議経過として、（1）第1回専門部会を7月22日、第2回専門部会を8月1日、第3回専門部会を8月5日、第4回専門部会を8月9日に開催した。

（2）第1回専門部会における審議内容は下記のとおりでございます。労働者側からの意見、主張等、1ページに書いてございます。めくっていただいて2ページ、中ほどから使用者側意見等が記載されておるところであります。

そして、下の（3）8月1日、第2回専門部会についての審議内容の記載でございます。

そして、（4）8月5日、第3回専門部会の経過内容です。

そして、（5）が本日、第4回専門部会における記述となります。労働者側委員からは、前

回提示額の 63 円を堅持する旨が示された。使用者側委員からは、前回提示額から 10 円引き上げた 45 円引き上げて 942 円とする新たな金額提示がなされたところです。

そして、これまで 4 回にわたって意見の一致に向けた審議を重ねてきましたが、労使各側とも物価高による賃金引上げの必要性は理解しつつも、労使に共通する物価上昇、景況感、通常の事業の支払能力等に対する考え方に開きがあり金額の一致に至らなかったために、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その結果をもって当専門部会の結論とすることに至りました。

ということで、最後に結論を述べます。第 4 回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して、現行最低賃金 897 円を 56 円引き上げて、令和 6 年度最低賃金を 953 円としたいとの公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成 5 名、公益委員 2 名・労働者 3 名・使用者側委員 0 名、反対 3 名、公益委員 0 名・労働側委員 0 名・使用者側委員 3 名となり、賛成多数により鹿児島県最低賃金を 953 円に改定することを当専門部会の結論とすることに至りました。

以上、報告です。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

ただいま、川口部会長から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過について御説明がありましたが、これについて何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定について、これからお諮りいたします。

本審議會は、ただいまの専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額 953 円に改正することとしてよろしいでしょうか。

○ 濱上委員

異議あり。

○ 松枝会長

異議ありとの御発言もあり全会一致には至らないと判断されることから、採決により決定したいと思いますが、その前に、議事の進め方につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金審議会令第 5 条によりまして、「議事は出席している委員の過半数をもって決する。

可否同数のときは、会長の決するところによる」となっております。

以上でございます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

議事の決め方は、事務局より説明があったとおりでございます。

それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の結論を当審議会の結論として決定してよろしいかお諮りいたします。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(公益4名 労側5名 使側0名 合計9名)

はい、ありがとうございます。

専門部会の結論につきまして、反対の委員は、挙手をお願いいたします。

(公益0名 労側0名 使側5名 合計5名)

はい、ありがとうございます。

ただいまの採決の結果、賛成9名、反対5名、合計14名で、賛成多数により、専門部会の結論と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたしますが、その前に何か意見等ございますでしょうか。

○ 濱上委員

要望でよろしいですか。

○ 松枝会長

はい。

○ 濱上委員

それでは、非常に56円という高い引上げ額ということで使用者側から要望をさせていただきたいと思います。要望事項は既にお出ししてありますので、お配りください。

裏表書いてございますけれども、令和6年度最低賃金改正に関する要望事項ということでお出しいたしました。全部はもう読みませんが、項目だけ紹介させていただきます。

一つ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を強く要望する。

一つ、生産性向上の支援や経営支援の一層の強化・充実を強く要望する。

一つ、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の向上への支援を強く要望する。

一つ、価格転嫁対策についても広く理解を求めていくよう強く要望する。

一つ、税制及び社会保障制度の一体的見直しにも取り組むよう強く要望をする。

それから、そこには記載してございませんけれども、1点、この最低賃金決定制度についての要望もございます。政府が2030年代半ばまでに1,500円とするという目標を立てており

ますけれども、このように政府が実質的に最賃をリードする。そして、それを中央最低賃金審議会がその意向を酌み取った目安を定め、地方では、その理屈が不明確な目安を基に審議し、ほとんどが上回る、引上げで決定をされるという、このような地賃制度というものが半ば形骸化しており、抜本的な見直し論議を早急に始めてほしいということも要望をいたしておきます。

以上でございます。

○ 千代森委員

使側の千代森です。

今、濱上委員のほうから幾つか要望させていただきました。で、今回の数字が非常に大きな数字だと受け止めております。

経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者にとってですね、これを見て、いろいろな、様々な相談、問合せがあると思います。それに対して、丁寧かつなるべくワンストップで、対応できる相談支援体制の強化というものを、鹿児島労働局においては、要望しておきたいと思っております。

○ 松枝会長

ありがとうございます。いずれも大変重い要望事項だと受け止めております。

今、いただきました要望につきましては、紙面で頂戴しているものにつきましては、答申文に施策に関する要望の部分を盛り込んだ上で付帯決議として追加させていただきたいと考えておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。よろしいですか。

海蔵委員お願いいたします。

○ 海蔵委員

労側の海蔵です。

今、使側からございました要望事項、記載されている5項目、あと口頭で1項目、口頭で申し上げられた部分は、少し労側としてのスタンスをまだ確認ができてないので、記載されている5項目につきましては、労側としてもこの要望に同意をしたいというふうに考えております。

また、労側としても、特にその価格転嫁のことであつたりとか、労側は労側の立場で、今後、様々な要請などもしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 松枝会長

ほかに御意見等、よろしいですか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

先ほど、海蔵委員もおっしゃったように、紙面に記載されている要望事項は、使側だけでなく、労側また公益委員も同様の思いでございますので、こちらを盛り込んだ上で付帯決議として追加させていただきたいと思っております。

では、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

事務局の準備ができるまでの間、少し休会とさせていただきます。

<休憩>

○ 松枝会長

準備ができましたようですので、頂いた答申文の案の黙読をお願いしたいのですが、その前に何かございますでしょうか。

○ 永野労働局長

先ほど口頭での要望でございました2件につきまして、私から回答いたしたいと思えます。

まず、1点目の最低賃金制度に関する要望につきましては、私からも本省に必ずお伝えしたいと思っております。

また、2点目の当局に要望いただきましたワンストップ窓口の件につきましては、現在ございます鹿児島働き方改革推進支援センターがワンストップの窓口の機能を持っておりますので、この周知を強化するとともに、さらにどのようなことができるかにつきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、今お配りしました答申文の案につきまして、何かこの案の文言等々について御意見等ございますでしょうか。

修正等何かございませんか。よろしゅうございますか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

それでは、こちらの答申文案を確定させていただきたいと思えます。

答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げさせていただきます。

局長は前のほうへおいでいただけますか。

令和6年8月9日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。

鹿児島県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和6年7月5日付け鹿労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の鹿児島県最低賃金、時間額853円は令和4年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格等の高騰等による厳しい状況下で、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保できるよう国、県及び市町村においては、最大限の配慮がなされることを強く要望するとともに、生産性の底上げや取引関係の適正化など継続的に賃金引上げがしやすい環境整備を図るため、政府等において早期に対策を講じるよう、当審議会として下記付帯決議する。

1、政府の掲げる、成長と分配の好循環と、賃金と物価の好循環を実現するためにも、特に、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。

2、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、賃上げを支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。

3、稼ぐ力を身につけ、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化について、行政、国・県・市町村においても施策・支援をより一層充実させること。成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GX（デジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーション）の取組を促進すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善すること。

4、価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる構造的な価格転嫁を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を周知徹底すること。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めること。

5、いわゆる年収の壁を意識せず働くことができるよう、年収の壁・支援強化パッケージの活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。加えて、行政機

関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を行うこと。

続きまして、別紙 1。鹿児島県最低賃金。

- 1、適用する地域。鹿児島県の区域。
- 2、適用する使用者。前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 953 円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生日。法定どおり。

続きまして、別紙 2、鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について。

- 1、地域別最低賃金。

最低賃金額、時間額 853 円。

発効日、令和 4 年 10 月 6 日。

- 2、生活保護費。

比較対象者、18 から 19 歳の単身世帯者。

対象年度、令和 4 年度。

生活保護費（令和 4 年度） 生活扶助基準の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額、91,076 円。

- 3、生活保護に係る施策との整合性について。

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

以上のとおり答申いたします。

○ 松枝会長

それでは、答申させていただきましたので、鹿児島労働局長に挨拶をお願いできますでしょうか。

○ 永野局長

はい。本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきましては、7 月 5 日に諮問をさせていただきました。その後、最低賃金専門部会が設置をされ、7 月 22 日の第 1 回専門部会から本日まで、計 4 回の専門部会が開催されました。

昨今の物価高や価格転嫁の状況、実質賃金の低下などの状況の下、今年の中央最低賃金審議会の目安答申においては、A、B、C の全てのランクで目安額が 50 円と過去最大の金額が示され、最低賃金に関わる話題が連日のように報道されるなど審議に対する注目度が極めて高く、また、非常に暑い日が続く中で、長時間にわたる慎重かつ真摯な御審議を重ねていただきまして、本日、この第 3 回本審の席におきまして、鹿児島県最低賃金の改正に対しての答申をいただいたところでございます。

本年度も、中央最低賃金審議会の日程の関係等から、非常にタイトな日程の中での審議会、専門部会の開催となり、松枝会長をはじめとする公・労・使の各委員の皆様には、大変な御苦労をおかけしたことと思います。心より感謝を申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきましては、異議申出についての公示を経て最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の手続を進めてまいります。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための行政指導に努めてまいりたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支援施策についても、鹿児島労働局を挙げて、その周知説明等に組み込んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、これまでの各委員の皆様の御尽力に対し、重ねてお礼を申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題は、その他となっておりますが、何か委員の皆様からございませんでしょうか。よろしいですか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

なければ、今後の予定等について事務局から御説明お願いいたします。

○ 西野室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定等に係る今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日、答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会の御意見として答申の内容を公示いたします。

公示に対する異議申出の締切りは、公示の翌日から15日目となりますが、今年は開庁日の関係で8月26日、月曜日が締切日となります。

したがって、異議の申出があった場合には、異議申出締切日の翌日であります8月27日、火曜日、午前10時から、この第2会議室で第4回本審を開催し、異議申出の内容について御審議いただくこととなっておりますので、この日程の確保をお願いいたします。

なお、異議の申出がなかった場合は、この件に関する審議の必要はありませんけれども、産業別最低賃金に関する議題もございますので、第4回本審は開催させていただきます。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために8月19日、月曜日、午前10時からと8月20日、火曜日、午前10時から運営小委員会を開催することに

なっております。

運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し、必要性ありの答申をしていただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産業別最低賃金の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、9月13日、金曜日までに推薦をしていただきたいと思いますと考えております。

各専門部会は、できますれば10月上旬頃から審議に入れるように調整したいと考えております。

なお、産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審日は10月31日、木曜日となります。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、今後、公示を行い、異議の申出があった場合には、異議申出締切日の翌日8月27日、火曜日、午前10時から第4回本審を開催することになりますので、日程の確保をお願いいたします。

また、8月19日、月曜日、午前10時と8月20日、火曜日、午前10時から運営小委員会を開催し、改正の必要性があるとなれば、第4回本審における労働局長による諮問を経て、産別最賃の専門部会の委員の推薦を9月13日、金曜日までにさせていただきたいということです。この日程につきましてもよろしくをお願いいたします。

ほかに何か事務局からとかもございませんでしょうか。よろしいですか。

○ 小城賃金室長

ございません。

○ 松枝会長

はい、ありがとうございます。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、お願いいたします。使側は濱上委員、お願いいたします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了いたしました。専門部会の委員の皆様方、また事務局の皆様方におきましては、本日は朝からずっと長時間の会議で大変お疲れさまでございました。

本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。